

- 高浜町のPAZ内からの避難住民の受入れ時には、受入先自治体の支援のほか、高浜町の調達した物資、日本赤十字社兵庫県支部に備蓄された物資（毛布等の生活用品）等を、福井県トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 広域避難の際の避難所の運営に必要な物資については、避難元・避難先自治体が協力して確保をする。また、原子力事故による単独災害時には、物資の流通網は健全なことが想定されるため、避難先の民間事業者等から食料品をはじめ生活用品等の調達を積極的に行う。
- 物資が不足する場合には、福井県から、国の原子力災害対策本部等に対し物資調達の要請を行う。

### 避難先における物資確保の流れ

### PAZ住民避難先（県外避難の場合）

避難元	避難先	
内浦地区	さんだし 三田市	・駒ヶ谷運動公園
青郷地区	たからづかし 宝塚市	・県立宝塚高等学校 ・市立逆瀬台小学校 ・西公民館 ・末広体育館 ・県立宝塚西高等学校 ・さらら仁川北公益施設 ・市立末広小学校 ・くらんど人権文化センター
高浜地区	たからづかし 宝塚市	・県立宝塚北高等学校 ・市立老人福祉センター ・東公民館 ・市立スポーツセンター ・宝塚総合福祉センター ・県立宝塚東高等学校 ・ピピアめふ公益施設
	いながわちよう 猪名川町	・猪名川スポーツセンター ・生涯学習センター ・文化体育館

日本赤十字社兵庫県支部備蓄  
 ・毛布: 7,380枚  
 ・緊急セット(携帯ラジオ、懐中電灯等): 3,516セット  
 ・安眠セット(マット・枕等): 812個等

(C)2019ZENRIN(Z05E-第175号) (※)物資備蓄数は概数

- 高浜町のPAZ内からの避難住民の受入れ時には、受入先自治体の支援のほか、高浜町の調達した物資、日本赤十字社兵庫県支部に備蓄された物資（毛布等の生活用品）等を、福井県トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 広域避難の際の避難所の運営に必要な物資については、避難元・避難先自治体が協力して確保をする。また、原子力事故による単独災害時には、物資の流通網は健全なことが想定されるため、避難先の民間事業者等から食料品をはじめ生活用品等の調達を積極的に行う。
- 物資が不足する場合には、福井県から、国の原子力災害対策本部等に対し物資調達の要請を行う。

### 避難先における物資確保の流れ

### PAZ住民避難先（県外避難の場合）

避難元	避難先	
内浦地区	さんだし 三田市	・駒ヶ谷運動公園
青郷地区	たからづかし 宝塚市	・県立宝塚高等学校 ・市立逆瀬台小学校 ・西公民館 ・末広体育館 ・県立宝塚西高等学校 ・さらら仁川北公益施設 ・市立末広小学校 ・くらんど人権文化センター
高浜地区	たからづかし 宝塚市	・県立宝塚北高等学校 ・市立老人福祉センター ・東公民館 ・市立スポーツセンター ・宝塚総合福祉センター ・県立宝塚東高等学校 ・ピピアめふ公益施設
	いながわちよう 猪名川町	・猪名川スポーツセンター ・生涯学習センター ・文化体育館

日本赤十字社兵庫県支部備蓄  
 ・毛布: 5,358枚  
 ・緊急セット(携帯ラジオ、懐中電灯等): 2,735セット  
 ・安眠セット(マット・枕等): 465個 等

(C)2019ZENRIN(Z05E-第175号) (※)物資備蓄数は概数

- 舞鶴市のPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内からの避難住民の受入れ時には、受入先自治体による備蓄のほか、京都府及び舞鶴市による備蓄、さらには京都府及び舞鶴市と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄、日本赤十字社京都府支部に備蓄された物資（食料等の生活用品）等を、京都府トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 京都府及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、京都府から、国の原子力災害対策本部に対し物資調達を要請を行う。



	協定の種類	内容
京都府	災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定 ほか3協定	災害時における応急対策物資供給等
舞鶴市	災害時における物資の供給応援に関する協定 ほか1協定	災害時における応急生活物資等の供給

※詳細はP121参照

**避難元自治体による流通備蓄**

- ・食料品、飲料水、日用品、衣料品
- ・その他舞鶴市が指定する物資

- 舞鶴市のPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内からの避難住民の受入れ時には、受入先自治体による備蓄のほか、京都府及び舞鶴市による備蓄、さらには京都府及び舞鶴市と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄、日本赤十字社京都府支部に備蓄された物資（食料等の生活用品）等を、京都府トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 京都府及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、京都府から、国の原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。



	協定の種類	内容
京都府	災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定 ほか3協定	災害時における応急対策物資供給等
舞鶴市	災害時における物資の供給応援に関する協定 ほか1協定	災害時における応急生活物資等の供給

※詳細はP107参照

**避難元自治体による流通備蓄**

- ・食料品、飲料水、日用品、衣料品
- ・その他舞鶴市が指定する物資



- 舞鶴市のPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内からの避難住民の受入れ時には、受入先自治体の支援のほか、京都府舞鶴市の調達した物資、日本赤十字社兵庫県支部に備蓄された物資（毛布等の生活用品）等を、京都府トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 広域避難の際の避難所の運営に必要な物資については、避難元・避難先自治体が協力して確保をする。また、原子力事故による単独災害時には、物資の流通網は健全なことが想定されるため、避難先の民間事業者等から食料品をはじめ生活用品等の調達を積極的に行う。
- 物資が不足する場合には、京都府から、国の原子力災害対策本部等に対し物資調達の要請を行う。



- 舞鶴市のPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内からの避難住民の受入れ時には、受入先自治体の支援のほか、京都府舞鶴市の調達した物資、日本赤十字社兵庫県支部に備蓄された物資（毛布等の生活用品）等を、京都府トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 広域避難の際の避難所の運営に必要な物資については、避難元・避難先自治体が協力して確保をする。また、原子力事故による単独災害時には、物資の流通網は健全なことが想定されるため、避難先の民間事業者等から食料品をはじめ生活用品等の調達を積極的に行う。
- 物資が不足する場合には、京都府から、国の原子力災害対策本部等に対し物資調達の要請を行う。

